

令和 6 年度

藤沢市介護保険サービス事業所

物価高騰対応助成金 申請の手引き

2025 年（令和 7 年）2 月 28 日

藤沢市 福祉部 介護保険課

（問い合わせ先）

介護保険課 企画・事業所担当

TEL 0466-50-8270（直通）

Email fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

1 対象事業所と助成基準額

サービス種別	助成単位	助成額（月額）
訪問系事業所		
居宅介護支援 介護予防支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス	1事業所当たり	4,000円
通所系事業所		
通所介護 通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所型サービス（定員19人以上）	1事業所当たり	20,000円
認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 通所型サービス（定員18人以下）	1事業所当たり	13,000円
入所・居住系事業所		
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護（空床利用型除く） 短期入所療養介護（空床利用型除く） 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員1人当たり	3,000円

<留意事項>

- 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定型に限る。）を含む。
- 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 訪問型サービスと訪問介護、通所型サービスと通所介護又は地域密着型通所介護の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 事業所の空床を用いて実施している短期利用については、助成の対象としない。
- 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。
 - 令和6年4月から12月提供分における本市からの介護報酬受領額が80万円を超える事業所であること。
 - 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和6年4月以降に受領した本市からの介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに9を乗じて得た額が80万円を超えるもの。

2 助成額

(1) 訪問系事業所・通所系事業所

助成額（月額）に、令和6年度中の運営予定月数を乗じて算出します。

$$\text{助成額} = \text{助成額（月額）} \times \text{令和6年度中の運営予定月数}$$

(2) 入所・居住系事業所

助成額（月額）に、定員数と令和6年度中の運営予定月数を乗じて算出します。

$$\text{助成額} = \text{助成額（月額）} \times \text{定員数} \times \text{令和6年度中の運営予定月数}$$

3 交付要件

次の（１）～（５）の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 令和7年2月1日以前に神奈川県又は本市の指定を受けて、申請日時点において、現に運営している事業所であること。
- (2) 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。
 - ア 令和6年4月から12月提供分における本市からの介護報酬受領額が80万円を超える事業所であること。
 - イ 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和6年4月以降に受領した本市からの介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに9を乗じて得た額が80万円を超えるもの。
- (3) 事業者の事業計画上、申請日から令和7年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定の事業所であること。
- (4) 同一所在地で障がい福祉サービス事業所を運営している事業所においては、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の交付申請を行っていない事業所であること。
- (5) 事業所を運営する事業者が、本市に納めるべき市税を滞納していないこと。

4 申請方法

申請は、1事業所につき1回限りです。

(1) 申請受付期間

2025年（令和7年）3月 1日（土）から

2025年（令和7年）3月14日（金）まで

(2) 必要書類

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

(3) 提出方法

郵送または e-kanagawa 電子申請システムのいずれかの方法により、
提出してください。

【郵送提出先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 福祉部 介護保険課 企画・事業所担当 宛

※封筒表に赤字で【物価高騰助成金申請書在中】と明記してください。

5 助成金の交付

原則として口座振込をもって決定通知に代えます。通帳記帳等によりご確認ください。
申請から振込みまではおおよそ40日程度かかります。

6 助成金の使用(執行)についてのお願い

- 本助成金は、物価高騰に対する臨時的な交付金です。物品等の調達には市内経済の活性化、市内経営者への支援として、市内商店等での購入に努めてください。
- 助成金の目的は、事業所及び利用者の支援です。利用者への価格転嫁を抑制していただくようお願いします。

7 よくある質問

No.	質問	回答
1	この助成金の交付を受けた場合、物価の高騰を理由とした食費や居住費の値上げはできないのでしょうか。	本事業の趣旨に鑑みて、助成金の交付を受けた場合には、物価高騰を理由とした利用者への価格転嫁を行わないようご協力をお願いします。ただし、本助成金を活用してもなお物価高騰により運営に支障が生じる場合に、値上げ等を禁止するものではありません。
2	介護老人福祉施設等に併設された短期入所生活（療養）介護（ショートステイ等）は、交付申請をすることができますか。	それぞれ申請することができます。 ただし、空床利用は対象外です。
3	介護老人保健施設と同一所在地で通所リハビリテーションを運営している場合、両方の事業所の交付申請をすることができますか。	それぞれ申請することができます。
4	保険医療機関として、介護保険事業のみなし指定をされている事業所は、交付申請をすることができますか。	次のいずれかに該当する場合には、交付申請をすることができます。 ア 令和6年4月から12月提供分における本市からの介護報酬受領額が80万円を超える事業所であること。 イ 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和6年4月以降に受領した本市からの介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに9を乗じて得た額が80万円を超えるもの。

5	介護サービスと介護予防サービスを両方提供している場合、それぞれ交付申請をすることができますか。	介護サービスと介護予防サービスを同一の所在地で実施している場合は、どちらか一方のサービス分のみ申請できます。 <u>(No.6 もご参照ください。)</u>
6	介護サービスと介護予防サービスの事業所を一体的に運営している事業所において、 <u>利用定員数が介護予防サービスのほうが多い場合</u> 、どのように申請すればいいですか。	<u>利用定員数の多いサービスに合わせて申請してください。</u> 質問のケースは、介護サービスは申請せずに、介護予防サービスとして申請してください。
7	同一所在地で通所（訪問）介護と通所（訪問）型サービスを運営している場合、どちらも申請することができますか。	どちらか一方の事業所分のみ申請できます。 通所（訪問）介護又は地域密着型通所介護と同一事業所で運営する通所（訪問）型サービスは 1 つの事業所として取り扱います。
8	年度の途中で定員数が変更となった場合、助成額の算出はどのように行いますか。	各月の 1 日時点の定員数に助成対象月数を乗じて算出してください。 【例】10月15日に定員50人から55人に変更となった場合 4～10月分＝50人×3,000円×7月 11～3月分＝55人×3,000円×5月
9	同じ法人で複数の対象事業所がある等の場合、1つの申請書にまとめて申請することは可能ですか。	法人単位で取りまとめて1つの申請とすることはできません。 <u>必ず事業所ごとに申請書を作成し、申請してください。</u> なお、法人本部等がそれぞれの事業所の申請書の作成を代行し、まとめて提出することは可能です。（事業所ごとに作成した複数枚の申請書を、1つの封筒に入れて提出することは可能です。）

10	同一所在地で障がい福祉サービス事業所を運営しており、「藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金」の申請要件も満たしている場合、申請できますか。	同一所在地で障がい福祉サービス事業所を運営している事業所においては、本助成金と藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の両方を申請することはできません。
11	令和6年度中にサービス転換（看護小規模多機能型居宅介護→小規模多機能型居宅介護など）をした場合、どのように申請すればいいですか。	交付申請時点でのサービス種別で申請してください。なお、引き続き運営しており、転換前の事業所でも交付申請要件を満たしていた場合には、運営予定期間は、転換前の運営期間も含めて申請してください。
12	令和6年度中に新たに運営を開始した事業所の運営予定期間はどのように計算しますか。	月の初日（1日）付けで運営を開始した場合には、当該月も含めて計算してください。月途中で開始した場合には、当該月は算定に含めず、翌月からの計算となります。
13	基準日（2月1日）時点では事業所を休止していましたが、3月1日に再開した場合、助成金の交付対象となりますか。	基準日（2月1日）時点で、再開していなかった場合、助成金の交付対象とはなりません。
14	令和6年度中に休止期間がある場合の運営予定期間はどのように計算しますか。	基準日（2月1日）時点で運営を再開しており、申請日時点において引き続き運営している場合は、令和6年度中の休止期間も運営予定期間に含めて計算してください。 【例】 令和6年12月1日から～令和7年1月末まで休止し、2月1日に運営を再開し、申請日時点で引き続き運営している場合→運営予定月数は12月で計算してください。

15	令和7年3月31日までに廃止する予定の事業所は、助成金の交付を受けることができますか。	本事業は、介護保険事業所の事業継続に対する支援事業のため、令和6年度中に廃止又は廃止予定の事業所については交付対象外です。
16	令和7年3月1日に新たに交付対象となる事業所を開設する場合、申請することはできますか。	基準日（2月1日）時点で、交付要件を満たしていない場合、申請することはできません。
17	交付申請に係る書類の保存期間に定めはありますか。	本助成金の交付申請に係る書類は、令和6年度終了後から5年間保管してください。
18	交付決定通知書は送られますか。	原則として口座振込をもって決定通知に代えさせていただきます。助成金の支給状況は、通帳記帳等によりご確認ください。
19	交付申請から助成金の振込まで、どのくらいの期間がかかりますか。	交付申請書を提出後、おおむね40日以内に助成金を振り込みます。 なお、申請書類に不備等があった場合には、決定までに時間を要する場合があります。

8 申請書記入例

《訪問・通所系サービスの場合》

様式第1号(第5条関係)

2025 年 3 月 △ 日

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

藤 沢 市 長

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金について、次のとおり申請(請求)します。
なお、交付決定をしたときは指定口座に振り込んでください。

1. 申請者

【法人情報】

法 人 所 在 地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
法 人 名	藤沢市役所
法 人 代 表 者 職 氏 名	代表取締役 介護 太郎

【事業所情報】

事 業 所 番 号	1401234567
サ ー ビ ス 種 別	居宅介護支援
事 業 所 所 在 地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 2階
事 業 所 名	藤沢市役所 介護保険課
事 業 所 代 表 者 職 氏 名	管理者 給付 花子

2. 申請内容

利 用 定 員 数	人	※利用定員数は、入所・居住系サービスのみ入力
助 成 額 (月 額)	4,000 円	※訪問系サービスの場合(通所系サービスについては、要綱等をご確認ください。)
運 営 月 数	12 月	《令和6年度中の運営予定月数(休止月等除く)》
交 付 申 請 額	48,000 円	《 助成額(月額) × 運営月数 》

3. 同意・誓約事項

次の全ての事項について、誓約・同意します。

- ✓(1) 交付審査のために必要がある場合は、市長が市税の納付状況の確認を行うことに同意します。
- ✓(2) 交付申請時点において対象事業所を運営しており、令和7年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- ✓(3) 市税を滞納していません。
- ✓(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合やその他市長が不適当と認める事由が生じた場合等に、助成金の交付決定の取消しを受けたときは、助成金を返還します。

4. 指定口座

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	金 融 機 関 コード	0	0	0	1	
支 店 名	△△支店	支 店 コード	1	2	3		
預 金 種 別	普通預金	口 座 番 号	1	2	3	4	5 6 7
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	フジサキョクシヨダ イョウトリシマリヤカイクﾞダロウ 藤沢市役所 代表取締役 介護 太郎						

<申請に係る担当者及び連絡先>

所 属 部 署 等	藤沢市役所 介護保険課		
氏 名	給付 花子	連 絡 先	0466-50-8270

《入所・居住系サービスの場合》

様式第1号(第5条関係)

2025 年 3 月 △ 日

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

藤 沢 市 長

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金について、次のとおり申請(請求)します。
なお、交付決定をしたときは指定口座に振り込んでください。

1. 申請者

【法人情報】

法 人 所 在 地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
法 人 名	藤沢市役所
法 人 代 表 者 職 氏 名	代表取締役 介護 太郎

【事業所情報】

事 業 所 番 号	1401234567
サ ー ビ ス 種 別	介護老人福祉施設
事 業 所 所 在 地	神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 2階
事 業 所 名	藤沢市役所 介護保険課
事 業 所 代 表 者 職 氏 名	施設長 給付 花子

2. 申請内容

利 用 定 員 数	70	人	※利用定員数は、入所・居住系サービスのみ入力
助 成 額 (月 額)	3,000	円	
運 営 月 数	12	月	《令和6年度中の運営予定月数(休止月等除く)》
交 付 申 請 額	2,520,000	円	《利用定員数 × 助成額(月額) × 運営月数》

3. 同意・誓約事項

次の全ての事項について、誓約・同意します。

- ✓(1) 交付審査のために必要がある場合は、市長が市税の納付状況の確認を行うことに同意します。
- ✓(2) 交付申請時点において対象事業所を運営しており、令和7年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- ✓(3) 市税を滞納していません。
- ✓(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合やその他市長が不適当と認める事由が生じた場合等に、助成金の交付決定の取消しを受けたときは、助成金を返還します。

4. 指定口座

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	金 融 機 関 コード	0	0	0	1	
支 店 名	△△支店	支 店 コード	1	2	3		
預 金 種 別	普通預金	口 座 番 号	1	2	3	4	5 6 7
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	ﾌｼﾞ ﾏﾞｼﾔｸｼｮﾝ ｲﾔｵﾄﾘｼﾏﾘﾔｸｲｺﾞ ﾀﾛｳ 藤沢市役所 代表取締役 介護 太郎						

<申請に係る担当者及び連絡先>

所 属 部 署 等	藤沢市役所 介護保険課		
氏 名	給付 花子	連 絡 先	0466-50-8270